

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和7年6月27日 開会時間・午前・午後1時00分 閉会時間・午前・午後1時50分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 國枝副市長 鷲野副市長 吉村市長室長 高橋総務部長 園部市民部長 伊藤市長室次長 入山庁舎管理担当課長 浅野危機管理課長 岩田職員課長 大野市民課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	1 協議事項 ・内部統制について ・旧庁舎跡地利用について ・その他	

【開会＝午後 1 時 00 分】

後藤國弘議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤國弘議長

傍聴を許可します。初めに市長室から報告願います。

市長室長

市長室からは内部統制につきまして、令和 6 年度羽島市内部統制運用状況報告書を取りまとめましたので、ご報告いたします。

平成 27 年から内部統制に関する基本方針を定め、職務執行の適正化や不祥事の未然防止に努めてきました。資料に沿ってご説明します。

「1 取り組み状況について」です。令和 6 年度までに全職員があらかじめ想定し、抽出したリスクは 1,769 件で、令和 6 年度に新たに 5 件の共通リスク、3 件の個別リスクを追加しました。

「2 欠陥事案について」です。令和 6 年度の欠陥事案は、マスキング対象戸籍証明書の誤発行と令和 5 年分確定申告書の他自治体への転送漏れの 2 件あり、それぞれ対応策によって再発防止に努めています。

なお、欠陥事案につきましては、リスク管理上において総合的な観点から判断して、大きく影響があったと考えられる案件であり、発生時に報道、議会への報告を行ったものとしております。

「3 リスク対応について」です。職員教育にも力を入れ、職員研修を年間 40 回開催し、延べ 1,023 人が受講しました。

「4 内部統制の評価について」です。評価にあたっては課長による自己評価を行い、部局長が抽出リスク対応策についての最終評価を実施し、全てのリスクに対して有効で不備がないと評価しました。

これを受け、市長による総合評価を行い、内部統制が有効に整備・運用されていると判断し、内部統制評価報告書を作成しました。

「5 今後の方針について」です。引き続き PDCA サイクルにより、欠陥事案の未然防止と早期発見及び適切な対応を図り、欠陥事案の皆無に努めていく方針であります。

後藤國弘議長	最後に、今後の手続きとしまして、監査委員の審査を経て、意見を付した後、内部統制の評価結果を改めて議会へ提出し、公表するものであります。 現在、監査委員へ提出し、審査に付しているところでありますので、よろしくお願いいたします。 ただいまの報告について何かご質問等ございますか。 〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	次に、総務部から報告願います。
総務部長	総務部からは旧庁舎跡地等活用基本構想についてご報告いたします。 旧庁舎の跡地につきましては、今定例会の一般質問や質疑、議案質疑においてもご答弁申し上げておりますので、一部、内容が重複する部分がありますが、ご説明します。 初めに、跡地利用に関する市の考え方につきましては、令和4年12月定例会及び令和6年3月定例会の一般質問において、新庁舎周辺における来庁者の動線を分かりやすくすること。来庁者用及び職員用の駐車スペースを確保する必要があること。地元の竹鼻町自治委員会から要望のありました災害時における避難場所となる避難広場や防災広場について検討していくこと。賑わい創出に寄与するイベント広場として活用していくことなど、複数の活用目的を視野に入れ、検討していくという内容の答弁をしています。 この基本的な考え方に基づき、昨年度、旧庁舎跡地等活用基本構想を策定いたしましたので、ご説明いたします。 基本方針としては、初めに市の上位計画や歴史文化、現状に関する基礎調査を行い、整理を行いました。 現状の基礎調査では、跡地は新庁舎より低い地盤となっており浸水の恐れがあること、跡地を通る水路はクランクが多く、容量が足りていないことなどの課題を整理しました。 次に、基礎調査の整理から、跡地のあるべき姿について、資料の中段記載のとおり位置づけを行いました。 次に、跡地の整備に必要と思われる整備方針を五つの軸として設定いたしました。 一つ目の軸は駐車場機能となります。駐車場機能では、来庁者駐車場が日によっては満車になる日があることや職員駐車場が少ないことなどから、駐車スペースの拡張を図

	ることを想定しています。 二つ目の軸は防災拠点機能となります。防災拠点機能では、地元の竹鼻町自治委員会からの要望を踏まえ、避難スペースの確保や防災公園における、かまどベンチやマンホールトイレ、防災井戸などの機能を想定しております。 三つ目の軸は水路調整池機能となります。水路機能では現状の課題を踏まえ、水路の付け替えなどを想定しています。 また、調整池機能では、バロー羽島店の駐車場のよう豪雨・洪水時には駐車場の一部に雨水を一時的に溜めることができるようにして、周辺での越水・浸水を防ぐことを想定しております。 昨日の豪雨でも市役所北側の駐車場ではなく、跡地に雨水が流入しており、跡地が調整池の機能を果たしております。今後、跡地整備を行う際には、できる限り市役所周辺の地域や来庁者駐車場に影響が出ないように、十分な検討・検証が必要であると改めて実感したところです。 四つ目の軸は憩いの場所機能となります。憩いの場所機能では、イベント開催可能な広場やオープンスペースなどを想定しています。 五つ目の軸は歴史継承機能となります。歴史継承機能では、旧庁舎が建設されていたことを示すモニュメントやプレートの建立などを想定しています。 今後の予定につきましては、この策定した基本構想をもとに基本計画を策定することにしていきます。そのための補正予算を9月定例会に提案する予定です。 基本計画では、本日ご説明した基本方針などを具現化した最終活用案を取りまとめた上で、パブリックコメントを実施し、最終決定していきたいと考えています。策定期間はおおよそ1年を見込んでおります。 その後、財政状況を踏まえながら実施設計、整備工事へと進めていくことにしております。
後藤國弘議長	ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。
山田議員	9月定例会に補正予算を上程されるということですが、今定例会で仮設駐車場の整備・改修事業の補正予算が可決されました。あえて仮設駐車場を整備するのではなく、基本構想に基づいてしっかりしたものを作っていくと。それから、集中豪雨がきたら水路から水があふれているということですので、水路の改修もしっかりとやらないといけま

	せん。 現状、少しの集中豪雨でも釜場から 10m くらい北まで水が来ていたわけですよ。ここに仮に砂利を入れるのではなくて、旧中庁舎の部分は少し高いですから、そこに仮設駐車場を整備するとかそういうことであって。 1,320 万円の補正予算には今回、反対しましたが、ただいまの説明のように方針が決まってから正式な駐車場の整備を進めるべきだと思います。
後藤國弘議長	山田議員、質問ですか。
山田議員	それでは執行部の答弁を求めます。
総務部長	跡地の活用については駐車スペースの確保や災害時における利用、イベント広場としての利用など複数の活用目的を視野に入れて検討していく必要があることから、基本計画を策定した上で進めていく予定にしております。 新庁舎建設や旧庁舎解体と同様に、跡地利用に関する事業につきましても、市にとっては重要な大型事業と考えておりますので、慎重かつ丁寧にある程度時間をかけて進めていくべきであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。 また、仮設駐車場につきましても、現在、釜場として水が溜まる所を設置しておりますけれども、その北側部分に仮設駐車場を整備することにしております。現在、水が溜まっている箇所は仮設駐車場としては使わない部分となります。 また、昨日の豪雨によって水が跡地に流入しましたが、このようなこともありますので、水路の付け替えや調整池機能については基本計画で検討して進めていくべきと考えておりますので、よろしく願いいたします。
山田議員	基本構想に 5 項目について書いてありますが、これは 1 点だけを網羅するのか。新庁舎を建てたときの基本構想には緑地公園ということが基本構想に入っていたと思います。それからその構想では 250 台分の駐車場があればいいということですが、現在でも 250 台分はありますよね 5 点のうち 1 点、2 点を合わせるのか、その点についてお聞かせください。
総務部長	跡地の活用については駐車場の確保や災害時の利用、イ

	ベント広場としての利用など、複数の活用目的を視野に入れて検討していく方針としておりますので、五つの機能を複数合わせた跡地の活用案を検討していきたいと考えております。
山田議員	ぜひ、合わせた基本構想にしていきたいと思います。
佐藤議員	この書類のデータですが、90度時計回りに回転していますので、皆さんが見やすいような形でデータを送っていただきたいということを要望します。 自治会からの要望の関係ですが、竹鼻自治委員会と書いてありますが、竹鼻町自治委員会かと思っておりますので、資料の確認をお願いいたします。 また、歴史継承機能について少し疑問がありますので伺います。旧庁舎の名残を感じられる空間として整備するということですが、今は跡形もないので、名残を感じられる空間として具体的にどんなことを念頭に置かれているのか、例えば坂倉さんの碑を作るとか、どんなことを考えておられるのでしょうか。 ビジョンが見えないので、アイデアをお聞かせください。
後藤國弘議長	佐藤議員、PDFは回転させてください。
総務部長	あくまでも今回は基本構想ですので、具体的にどういった機能を設置していくというものはございませんが、庁舎が建っていたことが分かるモニュメントやプレートなどで示していけたら、ということが現状の構想案となっております。
川柳議員	旧本庁舎と中庁舎の跡地活用については、本当にいい構想だと思って評価しています。頑張ってください。 しかし、私は旧教育センター、こちらの危険性は、住民が触れるような場所にまだありますから、こちらを優先事項としてやるべきではないかなと私は思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。
市長	十分にその辺り認識をしながら、現在、内部調整を進めているところでございます。
後藤國弘議長	ほかにご質問はございますか。

	〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	続いて、総務部長から報告をお願いします。
総務部長	総務部から、開庁時間前の準備作業に伴う時間外勤務手当の未払いについて、ご報告いたします。 本事案については、市民部市民課において、開庁時間である 8 時 30 分前の準備作業に伴う時間外勤務手当の未払いが判明いたしました。 未払いの対象となった職員は 11 人で、その期間は令和 4 年 4 月分から令和 5 年 8 月分までとなります。遡及して支払った金額は 18 万 9,689 円となりました。 なお、令和 5 年 9 月分以降は閉庁時間後の精算事務を見直したことに合わせて、朝の準備作業の時間を振替勤務として対応するように改めたことから、時間外勤務手当の未払いは発生していません。 次に、本事案の経緯についてご説明いたします。 令和 7 年 3 月に、職員から羽島市公平委員会に対し、令和 4 年度分時間外勤務手当の未払いがあるとの措置要求書が提出されました。 市は、公平委員会から当事者双方に出された交渉の勧奨を受け、申し出職員と話し合いを行うとともに、内部において検証を行いました。その結果、申し出職員からの要求に従い、時間外勤務手当を支払うことといたしました。 市は職員からの措置要求を受け、令和 4 年度以降、同様の準備作業に従事していた市民課職員に対して、5 月から 6 月にかけてヒアリングを行いました。その結果、時間外勤務手当の未払いがあったことを確認し、遡及して支払うことを決定いたしました。 なお、未払い分は 6 月 20 日に支払いを終えております。 市では、これまでも全庁的に職員に対して、時間外勤務については必ず申請すること、管理職に対して、部下に時間外勤務をさせる際には必ず事前に勤務命令を行った上で、内容について状況を監督することなどを繰り返し指導してきました。 しかし今回、当番表があるにもかかわらず、管理職職員が時間外勤務として命令を行わなかったことが原因で、このような事案が発生させてしまったことを深く反省しております。 市では本事案が判明する前に、働き方改革の一環として働きやすい職場づくりを推進するため、開庁時間の変更を

	決定いたしました。この7月からは開庁時間を午前8時45分から午後4時45分までとし、45分短縮いたします。 この変更により、機器の動作確認や来庁者をお迎えする準備などの業務が勤務時間内に実施できるものと考えております。引き続き働きやすい職場環境の確保に努めてまいります。
後藤國弘議長	ただいまの報告について何か質問ございますか。 〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	執行部の皆さん、ありがとうございました。 〔執行部退席〕
後藤國弘議長	次に、一般質問要旨通告書の様式変更について、議会運営委員会から報告願います。
南谷佳寛議会運営委員長	議会運営委員会から、一般質問要旨通告書の様式変更について説明いたします。令和7年9月議会からの一般質問要旨通告書変更案をご覧ください。 一般質問要旨通告書については、メール等での提出が可能となり、質問の順番も受付順のくじ引きではなく、議会運営委員の見守る中、パソコンを使用して順番を決定することとなりましたので、様式の上段部分の受付時間の記載を無くし、受付日を提出日に変更、受付順を質問順に変更するものです。 また、会派の数が増えたことから、代表質問に丸をつける右側に会派名の記載欄を設け、どの会派の代表なのか分かりやすくするものです。
後藤國弘議長	ただいまの報告について、ご質問等はございますか。
佐藤議員	提出時間の記載は残したほうがいいと思いますが、削除になった理由を教えてください。
南谷佳寛議会運営委員長	今までは受け付けたときにくじを引いていましたが、その必要がなくなったので受付時間の記載をなくしたということです。受付時間というのはどうして必要なんですか。
佐藤議員	いつ出したのか記録で分かったほうが良いと思いました

	ので、時間の記録が見えなくなるので、今までからの大幅な変更点かなと思いました。
南谷佳寛議会運営委員長	必要ないからなくしたということです。出した時間が分かると都合のいいことでもあるんですか。 日にちが決められてその日までに提出するように言われているので、日にちが分かれば出した時間は関係ないと思います。
佐藤議員	締め切りは正午ではなかったでしょうか。締め切りの時間は全く関係ないということですか。
藤川議員	論点がずれているので整理させてください。時間を書く必要があるのかということで、提出日さえあればいいのではないかということです。 締め切りの話なら、正午が締め切りというルールがあるので、その時点で受付を止める話です。それ以上は出せませんという話なので、正午以降の時間が書かれた通告書が出てくるはずがないんですよ。そういう状況なのに受付時間を記入する必要があるどこにあるんだという話ですので、私はこれに関しては必要ないと思います。 日付も本当にいるのかというところではありますが、いつだったかが分かるようにしておくには日付はあってもいいかもしれません。 しかし、何時何分何秒まで書く必要があるどこにあるんだというのは、確かに議会運営委員長が言われるとおりで、書かなくても議会運営上何ら支障はないと考えます。
佐藤議員	サーバーに届いた時間はどのように表示されるのか分かっていないです。 つまり、提出した時間とサーバーに届く時間が若干ずれたりすることはありますよね。回線が遅いとか様々なケースがあると思うんですけど、記録としては残っていて、サーバーに届いた時間は確認できるという理解でいいですか。
議会総務課長	事務局としては受付時間が必要ないから外しただけで、佐藤議員が提出した事案を知りたいなら自分で控えておいてもらえばいいと思います。
佐藤議員	通信回線には様々な種類があるので、メールを出してか

	ら届くののに時間かかったりするじゃないですか。リアルタイムで届くわけではないですから。
藤川議員	この紙に書く必要があるのかどうかということであって、サーバーに届いた時間が何時とか、そういう話とは違う話をしています。この紙に記入する必要があるかどうかの話をしてください。
後藤國弘議長	基本的に、時間の表示はほとんど必要ないと私も思っています。以前は質問順を決めるときにそれが必要であっただけです。今回は必要ないのではないかなと思っていますが、どうでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
山田議員	確認です。くじ引きは議会運営委員会で順番を決めるということですか。
議会総務課長	パソコンでランダムに順番を決めることができます。それを議会運営委員会の立ち合いのもと実施しています。
山田議員	誰がということではなく、コンピューターが決めるんだね。
後藤國弘議長	そうなります。ほかにございますか。 〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	では、9月定例会からこの様式でお願いいたします。
近藤議員	議員が一般質問を行うときに、まず質問の項目を議員が出します。それから担当者が来て打ち合わせをしますが、回答がほとんどない部署と、回答が丁寧に来る部署で差があります。回答が来る部署であれば議員はその項目に対して深く質問することが可能であり、深掘りした質問に対して答弁があり、議員の本来の仕事である行政のチェックが可能だと思います。 それが部署によって相当開きがあるということと、深掘りをしたいけどなかなかできない雰囲気があります。 もう1点、「答弁を求める者」についてです。議員が例えば市長と書いても、ほとんど市長が答えない部署もありま

	すし、逆に市長と書いてないのに市長が答弁するということが最近多く見受けられますので、この「答弁を求める者」の扱いですね。 執行部が判断して部長が答弁したり市長が答弁しなかったりするのではなくて、様々なケースはあると思いますが、議長においては、議員が市長に答弁を求めていれば市長に答弁を求めるとか対応を要望します。
佐藤議員	一般質問の関係です。市長の専権事項について、予算関係はまさにそうだと思うんですが、予算が全く関係しない教育委員会で決めるべき事項について一般質問の通告をすると、なぜか市長ヒアリングの対象になっていると聞いております。これは改善したほうがいい気はしていますが、いかがでしょうか。
後藤國弘議長	市長ヒアリングは理事者側のことで、議会としてはあまり関係ないのですが。
堀議員	先ほどの件ですが、「答弁を求める者」として、我々は通告するときを考えて通告するわけです。 傍聴者に、答弁を求める者に市長と書いてあったので、市長がどういう答弁をするか楽しみにしていた人がいたんです。しかし、実際に答弁したのは市長ではなかったということで、「何だったんだ、あの通告は。」ということ言われた人がいました。 議長は議会の最高責任者ですし、通告書には議長・副議長・事務局長の決裁欄があるわけです。 通告書を尊重していただけるような采配を議長にお願いいたします。
後藤國弘議長	それは議長に対する要望ですか。 〔「議長采配だ」と呼ぶ者あり〕
後藤國弘議長	議長采配にはなりませんので、できかねると思います。 私もそうですが、執行部側との打ち合わせの段階で、「この質問は市長じゃなくて私が答えます。」とか、そのように調整されていくものだと思っています。
野口議員	この通告書の関係は過去に何回も話しています。「答弁を求める者」は議員の希望という話ではなかったですか。答

山田議員	弁もらえればいいと思います。 二元代表制ですので、執行部と議会は全く違うことを認識してもらわないといけません。 議員の尊厳も執行部は考えないといけない。議員が市長に答弁を願いたいと言っているわけですから、それなりの答弁はすべきだと思います。 市長は「部長は私の代弁者。」「部長が言ったことは私の意見だ。」ということを過去に頻繁に言っていたことを覚えています、最近はあまり言わなくなりましたが。 しかし、やはり議員は市長の答弁が必要ですし、市民の受け止め方もそうですが、市長が答弁した場合と部長が答弁した場合では違います。 ほかにも市長は「検討しますということはやらないということ一緒だ。」ということを絶えず言っていました。 議員から市長に答弁を願いたいということであれば、これ答弁すべきだと思いますので、議長は区別してほしいと思います。
議会総務課長	部長が答弁しても責任を取るのは市長なので、市長が関係ないということはないんですよ。 市長が責任持って部長を指名して答弁しているので、その認識を整理して欲しいということと、二元代表制だからこそ、執行部は執行部で責任持って答弁しますし、議会が決めることではないということをご認識をお願いします。
後藤國弘議長	全国市議会議長会に確認してあります。「質問議員が書く答弁を求める者は質問議員の希望であって、誰が答弁するかは執行部が判断することである。」となっております。誰に答弁を求めるかは自由に書いていただいて結構ですが、答弁者は執行部が決めることになっておりますので、そこは理解してください。
山田議員	そういう説明をされるのであれば、市長は途中で手を挙げますよね。あれはなぜできるんですか。
後藤國弘議長	執行部側の答弁ですので。
山田議員	議長は指名してないよね。
後藤國弘議長	指名しています。

山田議員	議長が指名したら答弁できるということですね。僕は二元代表制ですからを議会と執行部が一つの線を引かなければならないと思います。確かに採決はしますが、そんなこと言っていたら向こう寄りというか、別に議員はいらないということになるようにも思います。
後藤國弘議長	ほかにございますか。
後藤國弘議長	〔発言する者なし〕
議会事務局長	事務局から報告願います。
議会事務局長	事務局から２点連絡させていただきます。 開庁時間の変更について、７月から開庁時間、来庁者受付と電話受付の時間が、今まで８時３０分から１７時１５分でしたが、８時４５分から１６時４５分に変更となります。 議員におかれましては、８時４５分から１６時４５分の間に入庁していただきますようお願いします。 また、電話について、市役所代表番号は午後４時４５分以降、電話交換につながりますので、緊急の場合はそこで議会事務局に取り次いでいただきますようお願いします。直通番号ですけれども、こちらは開庁時間以外には事務局につながりませんので、代表番号におかけいただきますようお願いします。 次に政務活動費について、現在、各会派から政務活動費収支報告書を提出していただく際、収支報告書と領収書、視察や研修に行かれた際には、その報告書を一緒に提出していただいております。 その後、翌年度の５月末までに、ホームページには提出していただいた収支報告書等を公開していますが、現状掲載しておりますのは、政務活動費収支報告書と支出明細、領収書のみで、提出していただいた視察・研修報告書は掲載しておりませんでした。 そこで、今年度の政務活動費の収支報告から、視察・研修報告書も一緒にホームページに掲載させていただきたいと考えております。今年度分を来年度の５月末にホームページに掲載する形でお願いしたいと思っています。
藤川議員	開庁時間の関係について、議員のカードキーでも、４階の議員控室へ入るゲートをくぐるには８時４５分からはな

	りますか。
議会総務課長	その時間帯になります。
藤川議員	視察の報告書について、ホームページに載せるとなると、提出は紙媒体とデータのどちらになりますか。
議会事務局長	どちらでも大丈夫です。
川柳議員	一般質問中の傍聴席を見て思ったのですが、ライブ配信のアクセスデータは把握されているのでしょうか。
後藤國弘議長	議会のライブ配信をつけながら議長席に座っていましたが、確認できます。数人でした。
花村議員	視察報告書の公開について、どこかから要請があったのか、市民の声なのか、変更する理由を教えてください。
議会事務局長	他議会の公開状況を見ていますと、公開している議会が多く見られるということと、公開することによって議員の活動がより一層、市民にとって分かりやすくなるのが理由です。
佐藤議員	アクリル板を傍聴席との間に設置する工事が決まったと思うんですけど、あれはいつ行われるのでしょうか。 〔「設置しないこととなったはずです」と呼ぶ者あり〕
後藤國弘議長	ほかに何かありますか。 〔発言する者なし〕
後藤國弘議長	最後に、今定例会中に野次が散見され、一部の議員には注意しました。何を言っているか分からないことがほとんどですが、質問中の野次はなるべく控えていただくよう、お願いいたします。以上で全員協議会を終了いたします。 【閉会＝午後 1 時 50 分】